

空き家の管理で お困りの方は シルバー人材センターへ!

空き家の管理サービス事業開始

羽生市空家等の適切な管理に関する条例の施行に伴い平成29年4月1日より開始致します。

空き家が放置されますと、想像以上に荒れてしまい環境不全となり、
周囲の皆さんに迷惑がかかったり、事故や事件の発生につながります

誰も住んでいない実家に
なかなか行けない

- 誰に相談したらいいの？
- 近所に迷惑かけて
いないか心配



当センターでは「空き家の管理」の支援をいたします

事業の内容

- 1) 対象者 羽生市に空き家を所有されている方
- 2) 作業内容 見回り・剪定・伐採・除草・家の風通し等
- 3) 利用方法・料金等
当センターへ、お電話でお問い合わせください

お申込み・お問い合わせ先

公益社団法人 **羽生市シルバー人材センター**

〒348-0053 埼玉県羽生市南5丁目19番地5号
TEL 048-563-3680 FAX 048-563-3616